

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更 平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更 平成 2 9 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 9 月 6 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更 平成 3 1 年 4 月 1 日 変更 業務規程 電力広域的運営推進機関		平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 年 月 日 変更 業務規程 電力広域的運営推進機関	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
(新設)	<u>（変更履歴）</u> <u>平成 2 7 年 4 月 1 日 施行</u> <u>平成 2 7 年 4 月 2 8 日 変更</u> <u>平成 2 7 年 8 月 3 1 日 変更</u> <u>平成 2 8 年 4 月 1 日 変更</u> <u>平成 2 8 年 7 月 1 1 日 変更</u> <u>平成 2 9 年 4 月 1 日 変更</u> <u>平成 2 9 年 9 月 6 日 変更</u> <u>平成 3 0 年 4 月 1 日 変更</u> <u>平成 3 0 年 6 月 2 9 日 変更</u> <u>平成 3 0 年 1 0 月 1 日 変更</u> <u>平成 3 1 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（用語） 第 2 条 （略） 2 （略） 一～五 （略） 六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、電力貯蔵装置、デマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（<u>但</u>し、流通設備は除く。）の能力をいう。 七～十四 （略） 十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。 十六～二四 （略） 二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>但</u>し、一般送配電事業者は除く。）をいう。 二六～四三 （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 （略） 一～五 （略） 六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む。）、電力貯蔵装置、デマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（<u>た</u><u>だ</u>し、流通設備は除く。）の能力をいう。 七～十四 （略） 十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し、<u>又</u>は、<u>下</u>げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。 十六～二四 （略） 二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者（<u>た</u><u>だ</u>し、一般送配電事業者は除く。）をいう。 二六～四三 （略）
（業務運営の基本方針） 第 4 条 （略） 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、<u>あ</u>わせて電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。 二・三 （略） 四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。 2 （略）	（業務運営の基本方針） 第 4 条 （略） 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、<u>併</u>せて電力コスト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。 二・三 （略） 四 需要家の負担を軽減し、<u>そ</u>の利益を確保すること。 2 （略）
（情報の管理） 第 8 条 （略） 一 （略） 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。 三・四 （略） 2 （略） 3 （略）	（情報の管理） 第 8 条 （略） 一 （略） 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、<u>秘</u>密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓約書に署名させる。 三・四 （略） 2 （略） 3 （略）
（調達） 第 9 条 本機関は、役務又は物品（情報処理システムを含む）を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。	（調達） 第 9 条 本機関は、役務又は物品（情報処理システムを含む。）を調達するときは、公募等の方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。
（業務を行う場所、営業日及び営業時間） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。<u>但</u>し、昼休み（12時から13時の間）を除く。	（業務を行う場所、営業日及び営業時間） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。<u>た</u><u>だ</u>し、昼休み（12時から13時の間）を除く。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（職員の配置） 第 1 4 条 （略） - 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること - 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること - 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること - 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること 2 （略） - 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること - 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること 3 （略）	（職員の配置） 第 1 4 条 （略） - 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること。<u> </u> - 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること。<u> </u> - 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること。<u> </u> - 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること。<u> </u> 2 （略） - 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにすること。<u> </u> - 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること。<u> </u> 3 （略）
（職員の行動規範） 第 1 6 条 （略） 別紙 2－1 職員行動規範 第 1 条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解の<u>うえ</u>、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。 第 2 条 （略） 第 3 条 （略） 第 4 条 （略） 第 5 条 （略） 第 6 条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。<u>但し</u>、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。 第 7 条 （略） 第 8 条 （略）	（職員の行動規範） 第 1 6 条 （略） 別紙 2－1 職員行動規範 第 1 条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解の<u>上</u>、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。 第 2 条 （略） 第 3 条 （略） 第 4 条 （略） 第 5 条 （略） 第 6 条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。<u>ただし</u>、相続により取得する場合及び出向者が従業員持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。 第 7 条 （略） 第 8 条 （略）
（需要想定要領の策定） 第 1 9 条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、<u>会員に通知するとともに公表する</u>。 - 一 （略） - 二 需要実績の補正方法（<u>気温</u>、閏年による影響の具体的補正手法等） - 三～五 （略） - 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するに<u>あ</u>たって必要となる事項	（需要想定要領の策定） 第 1 9 条 本機関は、一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事項を定めた要領（以下「需要想定要領」という。）を策定し、公表する。 - 一 （略） - 二 需要実績の補正方法（<u>気象</u>、閏年による影響の具体的補正手法等） - 三～五 （略） - 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するに<u>当</u>たって必要となる事項
（需要想定及び需要想定要領の検証） 第 2 0 条 （略） - 一 （略） - 二 需要実績に対する<u>気温</u>等による影響量に関する情報	（需要想定及び需要想定要領の検証） 第 2 0 条 （略） - 一 （略） - 二 需要実績に対する<u>気象</u>等による影響量に関する情報

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
三 （略） 2 （略）	三 （略） 2 （略）
（需要想定要領の変更） 第 2 1 条 本機関は、前条第 2 項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年 1 1 月上旬までに需要想定要領を変更し、<u>会員に通知するとともに公表する。</u> 2 （略）	（需要想定要領の変更） 第 2 1 条 本機関は、前条第 2 項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年 1 1 月上旬までに需要想定要領を変更し、公表する。 2 （略）
（全国の経済見通しの策定） 第 2 2 条 （略） 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年 1 1 月末日までに、<u>一般送配電事業者、小売電気事業者及び特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）</u>たる会員に通知するとともに公表する。	（全国の経済見通しの策定） 第 2 2 条 （略） 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年 1 1 月末日までに公表する。
（全国の需要想定の方針） 第 2 3 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 本機関は、毎年 1 月末日までに、全ての供給区域需要の想定の方針を<u>妥当性を確認し、その合計からなる</u>全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を<u>会員に通知するとともに公表する。</u>	（全国の需要想定の方針） 第 2 3 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 本機関は、毎年 1 月末日までに、<u>第 2 項及び第 3 項において妥当性を確認した全ての供給区域需要</u>の方針の合計からなる全国の需要想定を策定する。 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を公表する。
（供給計画の方針に基づく調整） 第 2 6 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、第 1 項の確認に<u>あたり</u>、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第 5 1 条第 1 号に該当し計画策定プロセス（第 5 0 条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。	（供給計画の方針に基づく調整） 第 2 6 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、第 1 項の確認に<u>当</u>たり、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第 5 1 条第 1 号に該当し計画策定プロセス（第 5 0 条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。
（供給計画の取りまとめ等） 第 2 8 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、需給バランス評価に<u>あた</u>って、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。	（供給計画の取りまとめ等） 第 2 8 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、需給バランス評価に<u>当</u>たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。
第 5 章 電源入札等	第 5 章 <u>容量市場及び</u> 電源入札等
（新設）	<u>第 1 節 容量市場</u>
（新設）	<u>第 1 款 容量市場の開設</u> <u>（容量オークション）</u> 第 3 2 条の 2 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 5 号に基づき、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>一 メインオークション 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の４年前に実施する入札</u> <u>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要又はメインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の１年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</u> <u>ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</u> <u>イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第３２条の１２第１号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</u>
（新設）	<u>（容量市場システムの導入）</u> <u>第３２条の３ 本機関は、容量オークション又は特別オークション（第３２条の４２第１項にて定義する。）への参加を希望する会員その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うための必要な機能を備えた情報処理システム（以下「容量市場システム」という。）を導入する。</u> <u>２ 本機関は、容量市場システムの利用状況を監視し、会員その他電気供給事業者が適切に容量市場システムを利用しているか否かを確認する。</u> <u>３ 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員その他電気供給事業者から意見を受け付け、必要に応じて、その実施について検討する。</u> <u>４ 本機関は、容量市場システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合には、会員その他電気供給事業者の意見を聴取するものとする。</u> <u>５ 容量市場システムを通じて行うことのできる業務その他容量市場システムの利用に関する事項は、送配電等業務指針において定める。</u>
（新設）	<u>（容量市場システムの利用の支援）</u> <u>第３２条の４ 本機関は、容量市場システムの利用等に関するマニュアル（以下「容量市場システムマニュアル」という。）の作成及び提供、容量市場システムに関する会員その他電気供給事業者からの問合せの受付及び回答その他会員その他電気供給事業者の容量市場システムの利用を支援するための業務を行う。</u>
（新設）	<u>（容量市場業務マニュアルの策定）</u> <u>第３２条の５ 本機関は、容量市場に関連する手続、提出資料その他容量市場を円滑に運営するために必要となる事項を定めたマニュアル（以下「容量市場業務マニュアル」という。）を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> <u>２ 本機関は、容量市場業務マニュアルの策定又は変更に当たり、会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす場合、第６条第１項の規定を準用する。</u>
（新設）	<u>第２款 容量市場システムへの事前登録手続き</u> <u>（事業者情報の登録申込みの受付）</u> <u>第３２条の６ 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
	<u>2 本機関は、事業者情報の登録に必要な申込書類の様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により公表する。</u>
（新設）	<u>（事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知）</u> <u>第32条の7 本機関は、事業者情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。</u> <u>2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。</u> <u>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</u>
（新設）	<u>（電源等情報の登録申込みの受付）</u> <u>第32条の8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、事業者情報の登録を完了した市場参加資格事業者から、市場参加資格事業者が応札対象とする発電設備等の名称、供給区域その他必要な情報（以下「電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</u>
（新設）	<u>（電源等情報の審査及び証明書の発行）</u> <u>第32条の9 本機関は、電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。</u> <u>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</u> <u>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報が登録された旨を証明する電源等情報の登録証明書（以下「電源等情報登録証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。</u> <u>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</u>
（新設）	<u>（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みの受付）</u> <u>第32条の10 本機関は、市場参加資格事業者から、容量市場システムに登録された事業者情報又は電源等情報（以下総称して「市場参加資格事業者の基本情報」という。）の変更又は取消の申込みを受け付ける。</u>
（新設）	<u>（市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知）</u> <u>第32条の11 本機関は、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。ただし、容量オークションの応札の受付期間中である場合には、受付期間終了後に当該審査を行う。</u> <u>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>3 本機関は、第 1 項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。</u> <u>4 本機関は、第 1 項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込みが不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第 1 項に準じ審査を行う。</u>
（新設）	<u>第 3 款 容量オークション</u> <u>（メインオークション募集要綱の策定及び公表）</u> <u>第 3 2 条の 1 2 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> <u>一 募集スケジュール</u> <u>ア メインオークションで募集する供給力（以下「メインオークション目標量」という。）と価格の関係を示した曲線（以下「メインオークション需要曲線」という。）の予定公表期日</u> <u>イ 電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量（以下「期待容量」という。）の登録申込みの受付期間</u> <u>ウ 応札の受付期間</u> <u>エ 約定結果の予定公表期日</u> <u>オ 落札後、本機関と締結する落札結果を内容とする契約（以下「容量確保契約」という。）の締結のための手続期間</u> <u>カ 容量確保契約の締結結果の予定公表期日</u> <u>二 対象とする実需給年度の期間</u> <u>三 メインオークションの参加条件</u> <u>四 期待容量の登録内容</u> <u>五 メインオークションの方式</u> <u>ア 入札形式</u> <u>イ 約定方法</u> <u>六 本機関が容量確保契約の締結後に容量提供事業者に対して求める要件（以下「リクワイアメント」という。）</u> <u>七 本機関が容量提供事業者のリクワイアメントの達成有無を確認する方法（以下「アセスメント」という。）</u> <u>八 交付条件</u> <u>九 本機関が第 3 2 条の 4 1 に基づき科す違約金及び容量市場への参加規制等（以下総称して「ペナルティ」という。）の内容</u> <u>十 容量確保契約の様式</u> <u>十一 その他メインオークションの実施に関連する事項</u>
（新設）	<u>（メインオークション需要曲線の策定及び公表）</u> <u>第 3 2 条の 1 3 本機関は、メインオークション需要曲線の原案を策定する。</u> <u>2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等（以下「国の関連審議会等」という。）に</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>提出し、その意見を求める。</u> 3 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、メインオークション需要曲線を決定する。 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
（新設）	<u>（期待容量の登録申込みの受付）</u> 第32条の14 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、電源等情報登録証明書を保有している市場参加資格事業者から期待容量の登録申込みを受け付ける。
（新設）	<u>（期待容量の審査及び証明書の発行）</u> 第32条の15 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41に基づくペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。 2 本機関は、会員に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。 6 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間が終了した後、容量市場システムへ期待容量の登録が完了した市場参加資格事業者に対して、メインオークションの参加に必要な資格証明書（以下「メインオークション参加資格証明書」という。）を当該市場参加資格事業者へ発行する。
（新設）	<u>（応札の受付、変更、取消）</u> 第32条の16 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、メインオークション参加資格証明書を保有する市場参加資格事業者（以下「メインオークション参加資格事業者」という。）から応札を受け付ける。 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は本機関が発行したメインオークション参加資格証明書に記載された容量を超えないものとする。 3 本機関は、第1項の応札の受付期間中に限り、メインオークション参加資格事業者から応札情報の変更又は取消を受け付ける。 4 本機関は、第1項の応札の受付期間の開始前に、国に対し、FIT電源に関する情報の提供を求めることができる。
（新設）	<u>（容量提供事業者の決定）</u> 第32条の17 本機関は、前条の応札の受付期間の終了後、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者を決定する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（新設）	<u>（メインオークションの約定結果の公表）</u> <u>第３２条の１８　本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> <u>一　約定総容量</u> <u>二　約定価格</u> <u>三　約定総額</u> <u>四　その他公表すべき事項</u>
（新設）	<u>（容量確保契約の締結、変更及び解約）</u> <u>第３２条の１９　本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</u> <u>一　容量提供事業者が実需給年度に提供しなければならない供給力（以下「容量確保契約容量」という。）</u> <u>二　容量提供事業者へ交付する予定の金額（以下「容量確保契約金額」という。）</u> <u>三　実需給年度</u> <u>四　リクワイアメント</u> <u>五　アセスメント</u> <u>六　交付条件</u> <u>七　ペナルティ</u> <u>八　容量確保契約の変更又は解約の条件</u> <u>九　その他容量確保契約に規定すべき事項</u> <u>２　本機関は、前項の容量確保契約の締結に当たっては、メインオークション募集要綱に定める様式を使用する。</u> <u>３　本機関は、第１項第８号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。</u>
（新設）	<u>（容量確保契約の締結結果の公表等）</u> <u>第３２条の２０　本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> <u>一　容量確保契約の締結によって確定した約定総容量</u> <u>二　約定価格</u> <u>三　容量確保契約の締結によって確定した約定総額</u> <u>四　その他公表すべき事項</u> <u>２　本機関は、会員その他電気供給事業者から、応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リスト（第３２条の２４第１項にて定義する。）ごとの容量確保契約の締結状況に関する情報の開示を求められた場合、その利用目的等の審査を実施した上で開示する（ただし、個別の発電設備等又は電源等リストを特定できる情報は除く。）。</u> <u>３　本機関は、一般送配電事業者たる会員に対して、関係する供給区域の容量提供事業者の名称及び容量確保契約容量等の情報（以下「容量提供事業者情報」という。）を提供する。</u> <u>４　本機関は、前条第３項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（新設）	<u>（追加オークションの実施判断）</u> <u>第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の可否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u> <u>一 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u> <u>二 メインオークションの実需給年度における供給区域需要の想定を増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u> <u>2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。</u> <u>3 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオークション供給曲線」という。）の原案を策定する。</u> <u>4 本機関は、前項で策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</u> <u>5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。</u> <u>6 本機関は、前項で決定した調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線と併せて追加オークションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
（新設）	<u>（調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）</u> <u>第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</u> <u>2 本機関は、第32条の15第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、調達オークションの募集要綱の策定・公表に先立ち、調達オークションへの参加を希望する市場参加資格事業者からの期待容量の登録申込みの受付を開始する。</u>
（新設）	<u>（リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）</u> <u>第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第9号及び、第32条の19第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く。）。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</u> <u>2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、送配電等業務指針に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークション参加資格証明書を発行する。</u>
（新設）	<u>（電源等リストの登録申込みの受付）</u> <u>第32条の24 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、実需給年度の2年前に供給力の実効性を確認する必要がある事業者（以下「供給力確認対象事業者」という。）から、供給力の根拠となる発電設備等又は需要家の情報を掲載したリスト（以下「電源等リスト」という。）の登録の申込みを受け付ける。</u> <u>2 本機関は、電源等リストの受付期間を供給力確認対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブ</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>サイトへの掲載等の方法によって公表する。</u> 3 本機関は、電源等リストを作成するために必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
（新設）	<u>（電源等リストの審査及び登録完了の通知）</u> <u>第32条の25 本機関は、前条第2項の電源等リストの受付期間の終了後、供給力確認対象事業者から受け付けた電源等リストの内容の妥当性を審査する。</u> <u>2 本機関は、国、一般送配電事業者たる会員その他の関係者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求める。</u> <u>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象事業者へ通知する。</u> <u>4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。</u> <u>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、随時審査を行う。</u> <u>6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報（ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。）を提供する。</u>
（新設）	<u>（テスト対象事業者の選定等）</u> <u>第32条の26 本機関は、前条第3項において登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下「テスト対象事業者」という。）を選定する。</u> <u>2 本機関は、テスト対象事業者に選定しなかった供給力確認対象事業者については、提出された電源等リストに記載されている供給力を実効容量（第32条の29第1項第2号に定義する。）として容量市場システムへ登録し、当該供給力確認対象事業者へ通知する。</u>
（新設）	<u>（実効性テストの実施日程の調整）</u> <u>第32条の27 本機関は、前条第1項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員（以下「協力一般送配電事業者」という。）に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。</u>
（新設）	<u>（実効性テストの実施日程の報告の受領）</u> <u>第32条の28 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、協力一般送配電事業者と調整した後の実効性テストの実施日程の報告を受け付ける。</u> <u>2 本機関は、実効性テストの実施日程の報告の受付期間をテスト対象事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
（新設）	<u>（実効性テスト結果の提出の要請）</u> <u>第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果（以下「実効性テスト結果」とい</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
	<u>う。）の提出を要請する。</u> 一 実効性テストの実施日程 二 <u>実際に提供できた供給力（以下「実効容量」という。）</u> 三 <u>その他実効性テストに関連する情報</u> 2 本機関は、実効性テスト結果の記録に必要な様式を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
（新設）	<u>（実効性テスト結果の受領）</u> 第３２条の３０ 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、テスト対象事業者から、実効性テスト結果の提出を受ける。
（新設）	<u>（実効性テスト結果の審査）</u> 第３２条の３１ 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 本機関は、協力一般送配電事業者に対し、必要に応じて、前項の審査に必要な情報の提供を求めることができる。
（新設）	<u>（実効性テスト結果の審査結果の通知）</u> 第３２条の３２ 本機関は、前条第１項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。
（新設）	<u>（実効性テスト結果の提出の省略）</u> 第３２条の３３ 本機関は、テスト対象事業者が、実効性テストの実施年度を実需給年度とする供給力の提供実績を有し、当該供給力提供実績及びその根拠となる電源等リストが容量市場業務マニュアルに定める条件を満たす場合であって、当該テスト対象事業者が当該供給力の提供実績及び電源等リストを提出したときは、第３２条の２９第１項の実効性テストの結果の提出を省略することができる。 2 前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第３２条の３１及び第３２条の３２に準じる。
（新設）	第４款 決済等 <u>（アセスメントの実施）</u> 第３２条の３４ 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。 2 本機関は、必要に応じて、前項のアセスメントの実施に必要な情報の提出を一般送配電事業者たる会員に求めることができる。 3 <u>アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</u>
（新設）	<u>（容量確保契約に基づく交付）</u> 第３２条の３５ 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。 2 本機関は、定款に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。
（新設）	<u>（差替先電源等情報の登録申込みの受付）</u> 第３２条の３６ 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者に対して供給力の差し替え（以下「電源等差替」という。）が可能な発電設備等又は電源等リスト（以下「差替先電

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>源等」という。）の提供を希望する市場参加資格事業者（以下「差替先電源等提供者」という。）から、差替先電源等に関する情報（以下「差替先電源等情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</u> <u>2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、第3 2条の1 5第6項に基づくメインオークション参加資格証明書の発行後、差替先電源等提供者から、随時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第3 2条の1 5第1項から第5項に準じて審査を行う。</u>
（新設）	<u>（差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録）</u> <u>第3 2条の3 7 本機関は、前条第1項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</u> <u>2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。</u> <u>3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</u>
（新設）	<u>（電源等差替の登録申込みの受付）</u> <u>第3 2条の3 8 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、容量提供事業者から電源等差替の登録申込みを受け付ける。</u>
（新設）	<u>（電源等差替の登録申込みの審査等）</u> <u>第3 2条の3 9 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</u> <u>2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第3 2条の1 9第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。</u> <u>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</u>
（新設）	<u>（差替先電源等情報の公開の終了）</u> <u>第3 2条の4 0 本機関は、次の各号に掲げた条件のいずれかに該当する場合は、差替先電源等情報の公開を終了する。</u> <u>一 電源等差替が成立した場合</u> <u>二 差替先電源等情報の登録時に設定した掲載公開期限が終了した場合</u> <u>三 差替先電源等提供者が、必要に応じて、差替先電源等情報を適切に変更又は取消を行っていない場合</u>
（新設）	<u>（ペナルティ）</u> <u>第3 2条の4 1 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。</u> <u>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。</u> <u>ア 容量確保契約を解約した場合</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
	<u>イ 容量確保契約容量を減少する契約変更を行った場合</u> <u>ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、必要な供給力を提供できなかった場合</u> <u>二 参入ペナルティ 本機関は、重大な違反行為を行ったペナルティ対象事業者に対し、有識者を含めた委員会において妥当性を審議した上で、容量オークション及び特別オークション（第３２条の４２第１項にて定義する。）への参加の一部又は全部を禁止する。</u> <u>２ 本機関が業務規程第３２条の２１に基づき追加オークションの実施の要否の判断を行う前に、前項第１号ア又はイの条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。</u> <u>ア 追加オークションが開催されない場合</u> <u>イ リリースオークションが実施される場合</u> <u>ウ 調達オークションが実施されたが、メインオークションよりも経済的に必要供給力を確保できなかった場合</u> <u>３ 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。</u> <u>４ 本機関は、ペナルティ対象事業者に対してペナルティを科した後、必要に応じて、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表することができる。</u>
（新設）	<u>第５款 その他</u> <u>（緊急時における特別オークションの実施）</u> <u>第３２条の４２ 本機関は、この節の規定にかかわらず、容量オークションで確保した容量確保契約容量から将来における需給のひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合又はその他本機関が必要と認めた場合は、特別の条件を設定した入札（以下「特別オークション」という。）の実施の要否を決定する。</u> <u>２ 本機関は、前項の決定後、速やかに特別オークションの募集要綱を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
（新設）	<u>（容量市場の機能の検証）</u> <u>第３２条の４３ 本機関は、実施した容量オークション及び特別オークションの結果を定期的に評価し、継続的に有識者を含めた委員会における検討及び国の関連審議会等における審議の結果を踏まえ、必要に応じて容量市場の機能及び業務の改善等について検討する。</u>
（新設）	<u>（報告書の作成）</u> <u>第３２条の４４ 本機関は、容量市場の運営状況の内容を含む報告書を作成し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u>
（新設）	<u>（分析ツールの具備）</u> <u>第３２条の４５ 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オークションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</u> <u>２ 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（新設）	（情報の取扱い） 第 3 2 条の 4 6　本機関は、容量市場に係る情報を、原則として、秘密情報として適切に取り扱う。
（新設）	第 2 節　電源入札等
（電源入札等の実施） 第 3 3 条　本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 5 号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（ <u>電気供給事業者となろうとする者を含む。</u> 以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 一～三　（略） 2　本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。 <u>但し</u> 、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。 3　（略）	（電源入札等の実施） 第 3 3 条　本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 5 号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。 一～三　（略） 2　本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。 <u>ただし</u> 、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。 3　（略）
（委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析） 第 3 4 条　本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の <u>とりまとめ</u> に基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	（委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析） 第 3 4 条　本機関は、定款第 4 1 条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の <u>取りまとめ</u> に基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。
（電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条　（略） 一～三　（略） （新設） 2　（略）	（電源入札等の検討の開始） 第 3 5 条　（略） 一～三　（略） <u>四　第 3 2 条の 4 2 に基づく特別オークションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかった場合</u> 2　（略）
（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条　（略） 2　本機関は、前項の検討に <u>あたり</u> 、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3　（略）	（電源入札等の実施の必要性の検討及び評価） 第 3 6 条　（略） 2　本機関は、前項の検討に <u>当たり</u> 、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3　（略）
（基本要件の検討） 第 3 7 条　（略） 2　本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。 <u>但し</u> 、電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。	（基本要件の検討） 第 3 7 条　（略） 2　本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。 <u>ただし</u> 、電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。
（落札者との契約の締結） 第 4 0 条　本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の <u>支払い</u> 、電気の販売条件等に関する契約を締結する。	（落札者との契約の締結） 第 4 0 条　本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の <u>交付</u> 、電気の販売条件等に関する契約を締結する。
（電源入札等補填金の <u>支払い</u> ） 第 4 1 条　本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を <u>支払う</u> 。	（電源入札等補填金の <u>交付</u> ） 第 4 1 条　本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を <u>交付す</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
	<u>る</u> 。
（緊急時の扱い） 第４３条 本機関は、 <u>本章</u> の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。	（緊急時の扱い） 第４３条 本機関は、 <u>この節</u> の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略することができる。
（広域系統整備委員会） 第４７条 本機関は、前条の業務を行うに <u>あ</u> たって、定款第４１条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。	（広域系統整備委員会） 第４７条 本機関は、前条の業務を行うに <u>当</u> たって、定款第４１条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会（以下「広域系統整備委員会」という。）を設置する。
（広域系統長期方針の策定） 第４８条 （略） ２ （略） ３ 本機関は、広域系統長期方針の策定に <u>あ</u> たっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。	（広域系統長期方針の策定） 第４８条 （略） ２ （略） ３ 本機関は、広域系統長期方針の策定に <u>当</u> たっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。
（広域系統整備計画） 第５０条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、 <u>本節</u> に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。	（広域系統整備計画） 第５０条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、 <u>この節</u> に定める手続（以下「計画策定プロセス」という。）に基づき、広域連系系統の整備（以下「広域系統整備」という。）に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定する。
（広域系統整備計画の変更） 第６３条 （略） ２ 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。 <u>但</u> し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 ３ （略）	（広域系統整備計画の変更） 第６３条 （略） ２ 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。 <u>た</u> だし、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 ３ （略）
（分析ツールの具備） 第６５条 本機関は、 <u>本章</u> 各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 ２ （略）	（分析ツールの具備） 第６５条 本機関は、 <u>この章</u> 各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 ２ （略）
（ <u>本章</u> の業務の詳細） 第６６条 <u>本章</u> の業務の詳細は、 <u>本章</u> に定めるほか、送配電等業務指針において定める。	（ <u>この章</u> の業務の詳細） 第６６条 <u>この章</u> の業務の詳細は、 <u>この章</u> に定めるほか、送配電等業務指針において定める。
（系統アクセス業務の実施） 第６７条 本機関は、法第２８条の４０第８号に基づき、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、 <u>本章</u> において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 ２ （略） ３ （略）	（系統アクセス業務の実施） 第６７条 本機関は、法第２８条の４０第８号に基づき、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、 <u>この章</u> において同じ。）の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 ２ （略） ３ （略）
（事前相談の検討） 第６９条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者（以下、 <u>本章</u> において「一般送配電事業者」という。）たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。 <u>但</u> し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。	（事前相談の検討） 第６９条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者（以下、 <u>この章</u> において「一般送配電事業者」という。）たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。 <u>た</u> だし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2 （略） 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>前項に準じ、再度、</u>確認及び検証を行う。	2 （略） 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、<u>再度、前項に準じ、</u>確認及び検証を行う。
（接続検討） 第 7 1 条 （略） 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。<u>但し、</u>申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 3 （略） 一～七 （略） 八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（<u>但し、</u>風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。） 九 （略） 4 （略）	（接続検討） 第 7 1 条 （略） 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。<u>ただし、</u>申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 3 （略） 一～七 （略） 八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性（<u>ただし、</u>風力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。） 九 （略） 4 （略）
（接続検討の回答） 第 7 2 条 （略） 一・二 （略） 三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠 四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠 五～七 （略） 八 運用上の制約（制約の根拠を含む） 2 （略） 3 （略）	（接続検討の回答） 第 7 2 条 （略） 一・二 （略） 三 概算工事費（内訳を含む_。）及び算定根拠 四 工事費負担金概算（内訳を含む_。）及び算定根拠 五～七 （略） 八 運用上の制約（制約の根拠を含む_。） 2 （略） 3 （略）
（接続検討の要否確認） 第 7 4 条 （略） 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、<u>本項に準じ</u>確認を行う。 3 （略）	（接続検討の要否確認） 第 7 4 条 （略） 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、<u>この項に準じ</u>確認を行う。 3 （略）
（電源接続案件募集プロセスの実施） 第 7 5 条 本機関は、特別高压の送電系統（特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下、<u>本節</u>において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。	（電源接続案件募集プロセスの実施） 第 7 5 条 本機関は、特別高压の送電系統（特別高压と高压を連系する変圧器を含む。以下、<u>この節</u>において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。
（電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事） 第 7 6 条 （略） 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高压の送電系統の増強工事が含	（電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事） 第 7 6 条 （略） 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高压の送電系統の増強工事が含

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
まれること 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（<u>但</u>し、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること 2 （略）	まれること。<u>。</u> 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（<u>た</u>だし、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量）で除した額が、本機関の理事会が定める額を超えること。<u>。</u> 2 （略）
（単独負担意思のある系統連系希望者の募集） 第 7 9 条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。<u>但</u>し、募集期間は 1 か月を超えることはできない。	（単独負担意思のある系統連系希望者の募集） 第 7 9 条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。<u>た</u>だし、募集期間は 1 か月を超えることはできない。
（工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い） 第 8 6 条 本機関は、前条第 1 項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を<u>控除</u>した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。 2 （略） 3 （略）	（工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い） 第 8 6 条 本機関は、前条第 1 項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を<u>除外</u>した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。 2 （略） 3 （略）
（リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表） 第 9 0 条 （略） 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が 1 0 万キロワット以上であること 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。<u>但</u>し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。 三 （略） ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。<u>但</u>し、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。 イ （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略）	（リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表） 第 9 0 条 （略） 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等（以下「リプレース発電設備等」という。）の最大受電電力が 1 0 万キロワット以上であること。<u>。</u> 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者（以下「リプレース対象事業者」という。）が発電設備等の建替えを行う場合（以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等（特別高圧の系統に連系するものに限る。）を「新設発電設備等」という。）。<u>た</u>だし、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量（リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備（当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。）における連系可能量をいう。）の範囲内である場合を除く。 三 （略） ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所（専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。）において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。<u>た</u>だし、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。 イ （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（募集要綱の策定等） 第 9 2 条 （略） 一～六 （略） 七 その他募集を行うに<u>あたり</u>必要となる事項	（募集要綱の策定等） 第 9 2 条 （略） 一～六 （略） 七 その他募集を行うに<u>当たり</u>必要となる事項
（連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第 9 5 条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレー ース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、<u>本節</u>において同じ。）の範囲内 である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 （略）	（連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い） 第 9 5 条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレー ース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、<u>この節</u>において同じ。）の範囲 内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 （略）
（連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い） 第 9 6 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 本機関は、第 1 項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場 合を含む。）には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。<u>但し</u>、電源接続案件募集プ ロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することがで きるときは、当該手続によることができる。	（連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い） 第 9 6 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 本機関は、第 1 項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場 合を含む。）には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。<u>ただし</u>、電源接続案件募集 プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することが できるときは、当該手続によることができる。
（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前<u>2</u>項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送 配電事業者たる会員に通知する。	（契約申込みに伴う回答内容の確認） 第 9 7 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、前<u>各</u>項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨を一般送 配電事業者たる会員に通知する。
（系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第 9 9 条 （略） 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに<u>あ</u>たって は、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。	（系統アクセス業務の申込み及び回答様式） 第 9 9 条 （略） 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに<u>当</u>たって は、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。
（分析ツールの具備） 第 1 0 2 条 本機関は、<u>本章</u>各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 （略）	（分析ツールの具備） 第 1 0 2 条 本機関は、<u>この章</u>各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 （略）
（必要な協力の要請） 第 1 0 3 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、<u>本章</u>の業務の実施 のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。	（必要な協力の要請） 第 1 0 3 条 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、<u>この章</u>の業務の実 施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。
（需給状況の悪化時の指示又は要請） 第 1 1 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事 業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配 電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給 の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することが できる。<u>但し</u>、第 1 号の事項は送電事業者たる会員に対して、第 2 号の事項は小売電気事業者たる会 員及び発電事業者たる会員に対して、第 3 号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員	（需給状況の悪化時の指示又は要請） 第 1 1 1 条 本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事 業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配 電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給 の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することが できる。<u>ただし</u>、第 1 号の事項は送電事業者たる会員に対して、第 2 号の事項は小売電気事業者たる 会員及び発電事業者たる会員に対して、第 3 号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
に対しては、指示することができない。 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと 三 会員から電気の供給を受けること 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること 2 （略）	員に対しては、指示することができない。 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。<u> </u> 二 小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員に振替供給を行うこと。<u> </u> 三 会員から電気の供給を受けること。<u> </u> 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。<u> </u> 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。<u> </u> 2 （略）
（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第 1 1 3 条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、<u>本条</u>及び第 1 1 6 条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。<u>但し</u>、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、<u>本条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、<u>本条</u>において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三～五 （略） 2 （略）	（需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順） 第 1 1 3 条 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、会員に対し、指示を行う（以下、<u>この条</u>及び第 1 1 6 条において、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひっ迫一般送配電事業者」という。）。<u>ただし</u>、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線（以下、<u>この条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及び量（以下、<u>この条</u>において「送電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。 三～五 （略） 2 （略）
（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順） 第 1 1 4 条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、<u>本条</u>において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。<u>但し</u>、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、<u>本条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、<u>本条</u>において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三～五 （略） 2 （略）	（下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順） 第 1 1 4 条 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第 1 1 1 条第 1 項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う（以下、<u>この条</u>において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。）。<u>ただし</u>、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第 1 1 1 条第 1 項の指示を行う。 一 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び量並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線（以下、<u>この条</u>において「希望連系線」という。）を確認する。 二 本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者たる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量（以下、<u>この条</u>において「受電可能量」という。）を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般送配電事業者たる会員から確認を行うものとする。 三～五 （略） 2 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（特定の会員の需給状況の悪化時における指示） 第 1 1 5 条　本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第 1 1 1 条第 1 項の<u>事項を指示する</u>。 一～三　（略）	（特定の会員の需給状況の悪化時における指示） 第 1 1 5 条　本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者又は特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員の需給状況を改善する必要があると認めるときは、当該会員に対し、第 1 1 1 条第 1 項の指示を<u>行う</u>。 一～三　（略）
（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用） 第 1 1 6 条　（略） 2　本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。<u>但し</u>、本機関が第 1 1 1 条<u>の</u>指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。	（本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用） 第 1 1 6 条　（略） 2　本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第 1 5 2 条及び第 1 5 3 条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。<u>ただし</u>、本機関が第 1 1 1 条<u>に基づく</u>指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第 1 5 2 条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。
（指示内容の報告） 第 1 2 0 条　本機関は、会員に対し、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に<u>よる</u>指示をしたときは、同条第 2 項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。	（指示内容の報告） 第 1 2 0 条　本機関は、会員に対し、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に<u>基づく</u>指示をしたときは、同条第 2 項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。
（指示に係る措置を取っていない場合の報告） 第 1 2 1 条　本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に<u>よる</u>指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第 3 項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	（指示に係る措置を取っていない場合の報告） 第 1 2 1 条　本機関は、法第 2 8 条の 4 4 第 1 項に<u>基づく</u>指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第 3 項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。
（需給状況悪化時等の 1 時間前取引の取扱い） 第 1 2 3 条の 2　本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1 時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けなければならないことができる。<u>但し</u>、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。	（需給状況悪化時等の 1 時間前取引の取扱い） 第 1 2 3 条の 2　本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合又は需給状況が悪化し若しくは悪化するおそれがある場合には、1 時間前取引の送電可否判定の照会を受け付けなければならないことができる。<u>ただし</u>、この場合には、本機関は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、事前又は事後速やかにその旨を周知又は説明する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																																																					
（連系線の管理） 第 1 2 4 条 （略） 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）（※ 1）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）（※ 1）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）（※ 2）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （※ 1）中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 （※ 2） （略）	連系線	区間	対象設備	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）（※ 1）	（略）	（略）	（略）（※ 1）	（略）	（略）	（略）（※ 2）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（連系線の管理） 第 1 2 4 条 （略） 別表 1 0－1 連系線 <table><tr><th>連系線</th><th>区間</th><th>対象設備</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）（※ 1）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）（※ 1）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）（※ 2）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table> （※ 1）中部北陸間連系設備及び北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流（北陸フェンス潮流）も管理する。 （※ 2） （略）	連系線	区間	対象設備	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）（※ 1）	（略）	（略）	（略）（※ 1）	（略）	（略）	（略）（※ 2）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
連系線	区間	対象設備																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）（※ 1）	（略）	（略）																																																																				
（略）（※ 1）	（略）	（略）																																																																				
（略）（※ 2）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
連系線	区間	対象設備																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）（※ 1）	（略）	（略）																																																																				
（略）（※ 1）	（略）	（略）																																																																				
（略）（※ 2）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（略）	（略）	（略）																																																																				
（運用容量の設定） 第 1 2 6 条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、<u>本章</u>において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略）	（運用容量の設定） 第 1 2 6 条 本機関は、翌年度以降の長期及び年間における連系線の運用容量（以下、<u>この章</u>において「運用容量」という。）を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会（以下「運用容量検討会」という。）を設け、運用容量検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、市場分断の発生を回避することが見込まれるときは、その細分化を行う。 2 （略） 3 （略） 4 （略） 5 （略）																																																																					
（マージンの見直し） 第 1 3 0 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に	（マージンの見直し） 第 1 3 0 条 （略） 2 （略） 3 （略） 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合に																																																																					

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）				
は、<u>第 1 2 9 条</u>第 2 項及び第 3 項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第 1 2 8 条第 3 項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。	は、<u>前条</u>第 2 項及び第 3 項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第 1 2 8 条第 3 項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。				
（空容量の算出及び公表） 第 1 3 3 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前<u>2</u>項に準じて空容量を算出し、公表する。 別表 1 0－2 空容量の算出式 <table border="1"> <tr> <td>（略） （※ 1、※ 2、※ 3、※ 4、※ 5、※ 6、※ 7）</td><td>（略）</td></tr> </table> （※ 1）～（※ 5） （略） （※ 6） 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、<u>運用容量</u>は四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 （※ 7） （略）	（略） （※ 1、※ 2、※ 3、※ 4、※ 5、※ 6、※ 7）	（略）	（空容量の算出及び公表） 第 1 3 3 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前<u>各</u>項に準じて空容量を算出し、公表する。 別表 1 0－2 空容量の算出式 <table border="1"> <tr> <td>（略） （※ 1、※ 2、※ 3、※ 4、※ 5、※ 6、※ 7）</td><td>（略）</td></tr> </table> （※ 1）～（※ 5） （略） （※ 6） 関西四国間連系設備の四国向き空容量は、四国の地内基幹送電線の運用容量を考慮した値とする。 （※ 7） （略）	（略） （※ 1、※ 2、※ 3、※ 4、※ 5、※ 6、※ 7）	（略）
（略） （※ 1、※ 2、※ 3、※ 4、※ 5、※ 6、※ 7）	（略）				
（略） （※ 1、※ 2、※ 3、※ 4、※ 5、※ 6、※ 7）	（略）				
（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 （略） 一 （略） 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか<u>否</u>かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。 三～五 （略）	（連系線の計画潮流の管理） 第 1 3 4 条 （略） 一 （略） 二 本機関は、通知を受けた取引情報が連系線に容量登録可能であるか<u>どう</u>かの判定（以下「送電可否判定」という。）を行い、連系線の混雑が発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じないと判断した場合には、当該取引情報を送電可能と判定する。 三～五 （略）				
（混雑処理における抑制順位） 第 1 4 3 条の 2 本機関は、混雑処理に<u>あ</u>たっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一・二 （略） 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に<u>あ</u>たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。	（混雑処理における抑制順位） 第 1 4 3 条の 2 本機関は、混雑処理に<u>当</u>たっては、次の各号の順にしたがって、計画潮流を抑制するものとする。なお、次の各号に該当する計画潮流が複数存在するときは、当該計画潮流間の抑制順位は同順位として取り扱う。 一・二 （略） 2 同じ抑制順位の計画潮流の抑制量は、混雑の発生を回避するために必要な抑制量の合計値を抑制前の計画潮流の値に応じて按分した値とする。なお、抑制量の算出に<u>当</u>たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。				
（緊急時の混雑処理方法） 第 1 4 3 条の 4 本機関は、第 1 2 7 条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第 1 4 3 条の 2 に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。<u>但</u>し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。	（緊急時の混雑処理方法） 第 1 4 3 条の 4 本機関は、第 1 2 7 条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第 1 4 3 条の 2 に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる（以下「緊急抑制」という。）。<u>た</u>だし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。				
（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第 1 4 4 条 （略） 一 次条各号に掲げる電源等であること 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること	（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認） 第 1 4 4 条 （略） 一 次条各号に掲げる電源等であること。<u>。</u> 二 電源等保有者が、送配電等業務指針に定める承認を受けた電源等の取扱いを遵守することが可能であること。<u>。</u>				

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2 （略） （承認の対象とする電源等） 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一・二 （略） 三 電気の受給契約（前<u>2</u>号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。）又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 四・五 （略）	2 （略） （承認の対象とする電源等） 第144条の2 本機関は、次の各号に掲げる電源等を前条第1項の承認の対象とする。 一・二 （略） 三 電気の受給契約（前<u>各</u>号に掲げる電源に係る電気を含むものに限る。）又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等 四・五 （略）
（承認期間） 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間（承認日が事業年度の途中にあつては当該事業年度の末日まで）とする。<u>但し</u>、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。	（承認期間） 第144条の3 本機関は、承認電源等の承認期間を1年間（承認日が事業年度の途中にあつては当該事業年度の末日まで）とする。<u>ただし</u>、第147条に定める定期審査の結果、承認内容の変更が必要と認めない限り、同一条件で延長されるものとする。
（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用） 第152条 （略） 2 （略） 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。<u>但し</u>、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4 （略） 5 （略）	（需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用） 第152条 （略） 2 （略） 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は<u>前項</u>第2号の承認を行う時間がないときは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。<u>ただし</u>、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。 4 （略） 5 （略）
（分析ツールの具備） 第154条 本機関は、<u>本章</u>各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。 2 （略）	（分析ツールの具備） 第154条 本機関は、<u>この</u>章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。 2 （略）
（検討） 第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関する<u>本章</u>の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。	（検討） 第155条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、連系線の管理に関する<u>この</u>章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。
（作業停止計画の調整の実施） 第156条 （略） 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（以下、<u>本章</u>において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。	（作業停止計画の調整の実施） 第156条 （略） 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与える広域連系系統等の作業停止計画（以下、<u>この</u>章において「広域調整対象作業停止計画」という。）の調整を行う。
（作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。<u>但し</u>、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は実同時同量の契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一～三 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11－2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作	（作業停止計画の原案の取得、共有） 第157条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、別表11－2で定める期日までに、次の各号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。<u>ただし</u>、第3号に掲げる流通設備については、発電契約者又は実同時同量の契約者（以下「発電計画提出者」という。）が希望した場合に限る。 一～三 （略） 2 （略） 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11－2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）						
業停止計画提出者（ <u>但し</u> 、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。	業停止計画提出者（ <u>ただし</u> 、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。						
（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 1 6 1 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表 1 1－2 で定める期日までに、これを確認の上、承認する。 <u>但し</u> 、月間計画については、翌月分のみを承認する。	（作業停止計画の最終案の提出、承認） 第 1 6 1 条 （略） 2 （略） 3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表 1 1－2 で定める期日までに、これを確認の上、承認する。 <u>ただし</u> 、月間計画については、翌月分のみを承認する。						
（作業停止計画の調整に <u>あ</u> たつての考慮事項） 第 1 6 3 条 本機関は、第 1 5 8 条及び第 1 6 0 条に定める作業停止計画の調整に <u>あ</u> たつては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。	（作業停止計画の調整に <u>当</u> たつての考慮事項） 第 1 6 3 条 本機関は、第 1 5 8 条及び第 1 6 0 条に定める作業停止計画の調整に <u>当</u> たつては、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。						
（作業停止計画の提出省略時の手続） 第 1 6 5 条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。 <u>但し</u> 、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。	（作業停止計画の提出省略時の手続） 第 1 6 5 条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。 <u>ただし</u> 、本機関が原案及び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。						
（系統情報の公表） 第 1 6 8 条 （略） 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表 1 2－1 に定めるところによる。 3 （略）	（系統情報の公表） 第 1 6 8 条 （略） 2 前項により公表する情報の項目 <u>のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、</u> 本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、 <u>その結果を公表する。</u> 3 （略） (削除)						
別表 1 2－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期 <table> <tr> <th>情報の項目</th><th>公表時期 (更新周期)</th></tr> <tr> <td>(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※ 1） ・流通設備建設計画（※ 2）</td><td>都度</td></tr> <tr> <td>(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第 3～10 年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第 1～2 年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等（※ 4） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数 (50/60H z 代表地点の瞬時値) ・供給区域別の需要実績（1 時間値）</td><td>長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※ 3） 17 時 30 分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ：5 分周期) (需要予測及び実績グラフ：1 時間周期) (周波数現在値：30 秒周期) (周波数実績値 5 分周期) 供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の</td></tr> </table>		情報の項目	公表時期 (更新周期)	(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※ 1） ・流通設備建設計画（※ 2）	都度	(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第 3～10 年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第 1～2 年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等（※ 4） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数 (50/60H z 代表地点の瞬時値) ・供給区域別の需要実績（1 時間値）	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※ 3） 17 時 30 分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ：5 分周期) (需要予測及び実績グラフ：1 時間周期) (周波数現在値：30 秒周期) (周波数実績値 5 分周期) 供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の
情報の項目	公表時期 (更新周期)						
(a) 系統の空容量、流通設備計画 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図（特別高圧以上）（※ 1） ・流通設備建設計画（※ 2）	都度						
(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想（送電端電力） 長期：第 3～10 年度の各年度の最大時需要電力と供給電力 年間：第 1～2 年度の各月の最大時需要電力と供給電力 月間：翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力 週間：翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 翌日：翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率 当日：当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の現在の需要電力実績等（※ 4） 当日：当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び最大使用率、当日の周波数 (50/60H z 代表地点の瞬時値) ・供給区域別の需要実績（1 時間値）	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 月間：毎月末日 週間：毎週木曜日 翌日：毎日（※ 3） 17 時 30 分以降速やかに 当日：都度 (需要実績カーブ：5 分周期) (需要予測及び実績グラフ：1 時間周期) (周波数現在値：30 秒周期) (周波数実績値 5 分周期) 供給区域別の需要実績：四半期毎 供給区域別の						

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
・供給区域別の供給実績 (電源種別、1 時間値)	供給実績：四半期毎		
(c)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※5) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計 (時間帯ごと) ・出力抑制の理由 (「下げ調整力不足」等の要因)	出力抑制が行われた日の属する月の翌月		
(d)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 (※7) 長期：第 3～10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値 (最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間：3 か月先～第 2 年度末までの日別の昼間帯／夜間帯の値 月間：3 週間先～2 か月先までの日別の昼間帯／夜間帯の値 週間：3 日先～2 週間先までの 30 分ごとの値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 当日～翌日：当日～翌日の 30 分ごとの値 実績：長期～当日の更新された最終の値 ・予想潮流 (※8) 年間：3 か月先～第 2 年度末までの各月平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 月間：3 週間先～2 か月先までの各週平休日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の販売計画の最大発生時の計画値より算出した値 週間：3 日先～2 週間先までの日別の需要調達計画等の最大発生時の計画値、発電販売計画等の最大発生時の計画値より算出した値 翌々日：翌日～翌々日の 30 分ごとの値 ・運用容量の決定要因 (熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等 ・各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	長期：毎年 3 月末日 (※6) 年間：毎年 3 月 15 日 (※6) 月間：毎月 20 日 (※6) 週間：毎週木曜日 (※6) 翌々日：前々日 15 時 (※3) 当日～翌日：受給日の前日 17 時 (※3) 但し上記にかかわらず、運用容量、計画潮流、マージンの変更があれば都度更新する。 実績：翌日 0 時 交直変換設備の利用に関する制約内容は都度更新する。		
(e) 地内基幹送電線に関する情報 (※9) ・予想潮流 (※8) 長期：第 5 年度の最大需要時の系統図及び値 年間：第 1 年度の最大需要時の系統図及び値 ・運用容量 長期：第 5 年度の最大需要時の値 年間：第 1 年度の最大需要時の値 当日：当日の最大需要時の値 実績：当日の最大需要時の値	長期：毎年 3 月末日 年間：毎年 3 月末日 当日：当日 0 時 実績：翌日 0 時		
(f)連系線及び地内基幹送電線 (※9) の作業停止計画、実績 (※10) (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻 (計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間：毎年 3 月 1 日 月間：毎月 20 日 計画外：都度		
(g)連系線及び地内基幹送電線 (※9) の潮流 (現在潮流 [瞬時値]、潮流実績)	(連系線：5 分周期) (地内基幹送電線：30 分周期)		

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）		
	(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線（※9）の故障状況 （設備名、発生時刻、復旧状況、原因） 都度 (i)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な単価（※11） 都度				
（※1）「系統情報ガイドライン」による。 （※2）最新の供給計画において記載されているものとする。 （※3）公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。 （※4）全国計は、50／60Hzエリア別合計、9社合計及び10社合計 （※5）公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。 （※6）長期～週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。 （※7）当日から翌日を対象とする。 （※8）第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。 （※9）電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測されるため、原則として公開しない。 （※10）作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。 （※11）一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。					
（システム利用状況のとりまとめ） 第171条 （略）			（システム利用状況の取りまとめ） 第171条 （略）		
（一般負担の限界の基準額） 第172条 （略） 一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量あたりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。） 二～四 （略） 2 （略） 3 （略）			（一般負担の限界の基準額） 第172条 （略） 一 過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量当たりの単価の分布（連系に至らなかった案件も含む。） 二～四 （略） 2 （略） 3 （略）		
（緊急時の対応） 第175条 （略） 2 発令者は、理事長が <u>予め</u> 指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が <u>予め</u> 指定した役員又は職員が代行する。 4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する <u>一切の</u> 業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。 <u>但し</u> 、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を <u>取る</u> 。 6 （略） 7 （略）			（緊急時の対応） 第175条 （略） 2 発令者は、理事長が <u>あらかじめ</u> 指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところにより通知を行い、必要な対応を求める。 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が <u>あらかじめ</u> 指定した役員又は職員が代行する。 4 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する業務は、警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。 <u>ただし</u> 、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続を <u>とる</u> 。 6 （略） 7 （略）		

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（送配電等業務指針の策定及び変更） 第 1 7 7 条 （略） 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第 2 8 条の 4 6 第 1 項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。<u>但し</u>、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第 4 項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。 3 （略）	（送配電等業務指針の策定及び変更） 第 1 7 7 条 （略） 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第 2 8 条の 4 6 第 1 項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。<u>ただし</u>、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第 4 項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。 3 （略）
（指導・勧告の実施） 第 1 7 9 条 （略） 一・二 （略） 三 第 1 9 章の苦情・相談対応及び第 2 0 章の紛争解決の業務において、必要なとき 四・五 （略） （新設） 六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき 七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき 八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき 2 （略）	（指導・勧告の実施） 第 1 7 9 条 （略） 一・二 （略） 三 第 1 9 章の苦情<u>及び</u>相談対応及び第 2 0 章の紛争解決の業務において、必要なとき 四・五 （略） 六 第 5 章第 1 節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第 3 2 条の 4 1 に規定するペナルティに従わないとき 七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき 八 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき 九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき 2 （略）
（調査研究） 第 1 8 3 条 （略） 一～四 （略） 五 その他第 1 8 1 条の報告書を作成するために必要な事項 2 （略）	（調査研究） 第 1 8 3 条 （略） 一～四 （略） 五 その他第 1 8 1 条の<u>年次</u>報告書を作成するために必要な事項 2 （略）
（苦情及び相談対応） 第 1 8 4 条（略） 2 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前<u>2</u>項に準じて取り扱う。 4 （略） 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等<u>および</u>個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。	（苦情及び相談対応） 第 1 8 4 条（略） 2 本機関は、法第 2 8 条の 4 0 第 8 号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前<u>各</u>項に準じて取り扱う。 4 （略） 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等<u>及び</u>個人が特定される情報については、秘密情報として適切に取り扱う。
（電子情報を交換するための標準規格の策定） 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（以下、<u>本章</u>において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 （略） 3 （略）	（電子情報を交換するための標準規格の策定） 第 1 8 7 条 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者（以下、<u>この</u>章において「系統利用者」という。）の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認められるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標準規格を策定する。 2 （略） 3 （略）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
附則 （<u>連系線の利用計画の登録移行</u>） 第 2 条 <u>本機関の成立の日の開始時点における第 1 年度から第 1 0 年度までの連系線の利用計画（通告値を含む。以下この条において同じ。）については、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立の日の前日の終了時点において容量登録している利用計画及びその登録時刻を引き継ぐものとする。</u>	附則 第 2 条 <u>削除</u>
附則（平成 2 9 年 9 月 6 日） （施行期日） 第 1 条 （略） 2 前項にかかわらず、第 2 条（第 2 項第 3 8 号を除く。）、第 1 7 条、第 1 0 7 条（第 1 項本文、同項第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 1 2 3 条の 2、第 1 2 5 条、第 1 2 6 条、第 1 2 8 条から第 1 3 0 条まで、第 1 3 3 条から第 1 5 3 条（第 3 項を除く。）まで、第 1 6 0 条、第 1 6 8 条及び第 1 7 9 条（第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 8 号まで及び第 2 項を除く。）並びに附則第 3 条から第 9 条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成 3 0 年 4 月 1 日から 1 年以内の日（<u>但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。</u>）から施行する。 3 （略）	附則（平成 2 9 年 9 月 6 日） （施行期日） 第 1 条 （略） 2 前項にかかわらず、第 2 条（第 2 項第 3 8 号を除く。）、第 1 7 条、第 1 0 7 条（第 1 項本文、同項第 3 号及び第 4 号を除く。）、第 1 2 3 条の 2、第 1 2 5 条、第 1 2 6 条、第 1 2 8 条から第 1 3 0 条まで、第 1 3 3 条から第 1 5 3 条（第 3 項を除く。）まで、第 1 6 0 条、第 1 6 8 条及び第 1 7 9 条（第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 5 号から第 8 号まで及び第 2 項を除く。）並びに附則第 3 条から第 9 条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成 3 0 年 4 月 1 日から 1 年以内の日（<u>ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。</u>）から施行する。 3 （略）
（経過措置可否判定） 第 4 条 本機関は、経過措置の対象日の前々日 1 5 時時点において、経過措置可否判定を行う。<u>但し、経過措置の対象日の前々日 1 5 時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</u> 2 （略） 3 （略）	（経過措置可否判定） 第 4 条 本機関は、経過措置の対象日の前々日 1 5 時時点において、経過措置可否判定を行う。<u>ただし、経過措置の対象日の前々日 1 5 時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</u> 2 （略） 3 （略）
（減少処理） 第 8 条 （略） 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。<u>但し、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</u> 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に<u>あ</u>たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。	（減少処理） 第 8 条 （略） 2 本機関は、登録時刻が遅い順に減少処理を行う。<u>ただし、登録時刻が同一の経過措置計画については、同順位として取り扱う。</u> 3 本機関は、同順位の経過措置計画の減少量は、減少前の経過措置計画の計画値に応じて按分した値とする。なお、経過措置計画の減少量の算出に<u>当</u>たっては、1 キロワット未満を切り上げるものとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）					
附則（平成３０年６月２９日） （施行期日） 第１条　本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>但し</u> 、附則第２条から第４条までの規定は、平成３０年１０月１日から施行する。	附則（平成３０年６月２９日） （施行期日） 第１条　本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>ただし</u> 、附則第２条から第４条までの規定は、平成３０年１０月１日から施行する。					
（新設）	<u>附則（　　年　月　日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第１条　本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u> <u>２　前項にかかわらず、第３２条の２から第３２条の４６、第３５条及び第１７９条並びに附則第３条は、２０１９年７月１日から２０２１年３月３１日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日（ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。）から施行する。</u>					
（新設）	<u>（東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の約定結果の確認）</u> <u>第２条　本機関は、平成３０年９月３０日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者の前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認する。</u>					
（新設）	<u>（経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）</u> <u>第３条　本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、２０１０年度末以前に建設された発電設備等（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表１に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</u> <u>２　別表１の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、２０３０年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。</u> 別表１　経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出式 <table><tr><td>経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式</td><td>容量確保契約金額 －　控除率※１）</td><td>＝</td><td>容量確保契約容量 ×　約定価格</td><td>×　（１</td></tr></table> <u>（※１）本機関が別途定める。</u>	経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 －　控除率※１）	＝	容量確保契約容量 ×　約定価格	×　（１
経過措置対象電源の容量 確保契約金額算出式	容量確保契約金額 －　控除率※１）	＝	容量確保契約容量 ×　約定価格	×　（１		